

## 新旧対照表

(別紙3)

## 【特例法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第103号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>特例法基本通達 第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>(通関手帳による保税運送)</p> <p>3—13 法第3条第2項の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) <u>前記3-6又は3-9による輸出物品を船積みのため保税運送する場合には、次のいずれかによるものとする。</u></p> <p>イ <u>前記3-6又は3-9による輸出の申告（以下「輸出の申告」という。）とは別に「外国貨物運送申告書」(C-4000)（以下「運送申告書」という。）により、保税運送の申告を行わせ承認を受けさせる。</u></p> <p>ロ <u>輸出の申告に併せて保税運送の申告を行わせ承認を受けさせる。なお、この場合の取扱いについては次による。</u></p> <p>(イ) <u>保税運送の申告にあたっては運送先、運送期間等について、口頭により申告させることとする。</u></p> <p>(ロ) <u>上記(イ)により申告された内容について承認したときは、通関手帳の輸出控え又は再輸出控え（以下「輸出控え等」という。）の適宜の場所に、運送先、運送期間等の必要事項を記載することとし、当該輸出控え等を到着証明書用の運送申告書として代用するものとする。</u></p> <p>(ハ) <u>輸出の許可後の事情変更により、輸出控え等の「場所」の欄に記載の場所（保税運送を承認しているときは上記(ロ)で記載した運送先）以外の場所に運送のうえ積込みをすることとなった場合については、上記(イ)及び(ロ)に準じて取扱うものとする。この場合の運送承認日は、便宜、輸出許可の日として処理して差し支えない。</u></p> <p>(二) <u>関税法基本通達63-16(5)から(7)までの規定は、輸出の申告に係る物品について準用する。なお、その手続について書面の提出を要する場合には、書面の提出に代えて、輸出控え等に変更後の内容を追記することで認めて差し支えない。</u></p> <p>(ホ) <u>保税運送物品の到着確認については、関税法基本通達63-17に準じて取扱うものとする。</u></p>	<p>特例法基本通達 第5章 ATA条約特例法関係</p> <p>(通関手帳による保税運送)</p> <p>3—13 法第3条第2項の規定の取扱いについては、次による。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) <u>一時輸出貨物の船積みのため保税運送する場合には、通常の「保税運送申告書」(C-4000)により承認を受けさせることとする。</u></p> <p><u>(新規)</u></p>